

議会運営委員会次第

平成26年2月28日（金）

午前9時～

第1・2委員会室

- 1 前回会議内容の承認について
- 2 平成26年第1回定例会の運営について
 - (1) 議案の訂正について
 - (2) 追加議案について
 - (3) 議事日程について
 - (4) 予算審査特別委員会の設置について
 - (5) 各常任委員会の開催日程について
 - (6) 流山市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - (7) 意見書の取り扱いについて
- 3 その他
 - (1) 流山市議会議員研修会について
 - (2) 所管事務調査（行政視察）の件について
 - (3) 議会視察の対応について
 - (4) その他

平成26年2月18日開催 議会運営委員会会議内容

★議題（3件）

- (1) 前回会議内容の承認について
- (2) 平成26年第1回定例会の運営について
- (3) その他

①前回会議内容の承認について

- 平成26年2月7日会議内容はすべて了承された。

②平成26年第1回定例会の運営について

●主な議題8件

(1) 会期の決定について、(2) 議案の取り扱いについて、(3) 議事日程表について、(4) 予算審査特別委員会の設置について、(5) 一般質問通告書について、(6) 陳情について、(7) 流山市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、(8) 意見書の取り扱いについて

(1) 会期の決定について

2月20日～3月24日 33日間

(2) 議案の取り扱いについて

議案第2号～議案第23号 以上22件、一般質問最終日に所管の常任委員会へ付託。
議案第1号、一般質問最終日に予算審査特別委員会を設置し、委員の選任後、同特別委員会へ付託。同日の本会議終了後に、第1回目の予算審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選及び運営方針の協議をいただくことで了承。

(3) 議事日程表について

定例会初日の議事日程表について了承。
2月25日の本会議開会前に平成25年第3回定例会で同意した人権擁護委員の挨拶あり。

(4) 予算審査特別委員会の設置について

一般質問最終日に予算審査特別委員会を設置し、委員の選任後、議案第1号を同特別委員会に付託することについて了承。

(5) 一般質問通告書について

一般質問通告者：20名（4日間、5人・5人・5人・5人）

プロジェクタースクリーン資料提出については、質問をされる前日の正午までとし、提出期限締切後の一般質問資料の電子データの差し替えは、行えない旨の了承。

井上市民生活部長が療養休暇中であることの報告⇒ 今期定例会への欠席に伴い、石原副市長が市民生活部長事務取扱となること。市民生活部に関する一般質問時の答弁は、石原副市長により行われることとの了承。

(6) 陳情について

陳情3件⇒ 付託委員会の決定と了承。

(7) 流山市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議員発議による一部改正案の提出予定：2件

今期定例会最終日（3月24日）に一部改正案が提出予定となることを了承。

2件の改正案については、一般質問最終日に予定されている議会運営委員会までに、各会派の意見を集約いただく旨の了承と、最終日の本会議では、「提案理由説明⇒質疑⇒会議規則第37条第3項の規定による委員会付託の省略⇒討論⇒採決」以上の運営の了承。

(8) 意見書の取り扱いについて

提出予定意見書：4件

4件については、一般質問最終日に予定されている議会運営委員会までに、各会派の意見を集約いただく旨の了承。

③その他(1) 平成25年第4回定例会の常任委員会審査時の執行部対応に関する2件について

本件に関し2月7日付けで、議長から市長に対し直接申し入れ（文書も）をいただいた報告。

(2) 定例会中の各議員の駐車場の件について

確定申告と第1回定例会の時期が重なることから、各議員の駐車場については、ケアセンター隣の公用車駐車場に駐車となる旨の了承。

期間：2月20日から3月17日まで

(3) 一般質問に対する執行部の自席答弁について

今期定例会から実施することです承。

簡易な内容の質問について議長の判断で行われる。

平成 26 年流山市議会第 1 回定例会日程表 (第 5 号)

平成 26 年 2 月 28 日
午前 10 時 開 議

- 第 1 市政に関する一般質問
- 第 2 議案の訂正について
- 第 3 議案第 24 号 流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
(議案上程・提案理由説明)
- 第 4 議案第 1 号 平成 26 年度流山市一般会計予算
(質疑・特別委員会設置・付託・委員の選任)
- 第 5 議案第 2 号 平成 25 年度流山市一般会計補正予算 (第 7 号)
議案第 3 号 流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 4 号 流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 6 議案第 5 号 平成 26 年度流山市介護保険特別会計予算
議案第 6 号 平成 25 年度流山市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
議案第 7 号 平成 26 年度流山市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 8 号 平成 25 年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)
議案第 9 号 流山市保育士修学資金貸付条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 7 議案第 10 号 平成 26 年度流山市国民健康保険特別会計予算

- 議案第 1 1 号 平成 2 5 年度流山市国民健康保険特別会計補正予算
(第 3 号)
- 議案第 1 2 号 流山市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例
の制定について
- 議案第 2 4 号 流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の
制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 8 議案第 1 3 号 平成 2 6 年度流山市土地区画整理事業特別会計予
算
- 議案第 1 4 号 平成 2 5 年度流山市土地区画整理事業特別会計補
正予算 (第 3 号)
- 議案第 1 5 号 平成 2 6 年度流山市公共下水道特別会計予算
- 議案第 1 6 号 平成 2 5 年度流山市公共下水道特別会計補正予算
(第 3 号)
- 議案第 1 7 号 平成 2 6 年度流山市水道事業会計予算
- 議案第 1 8 号 平成 2 5 年度流山市水道事業会計補正予算 (第 2
号)
- 議案第 1 9 号 流山市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例の制定について
- 議案第 2 0 号 流山市下水道条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
- 議案第 2 1 号 流山市消防長及び消防署長の資格を定める条例の
制定について
- 議案第 2 2 号 流山市水道事業の設置等に関する条例の一部を改
正する条例の制定について
- 議案第 2 3 号 市道路線の廃止について
(質疑・委員会付託)
- 第 9 陳情の件
- 第 10 休会の件

平成26年流山市議会第1回定例会議案付託表

平成26年2月28日提出

付託委員会名	議案番号	件名
予算審査 特別委員会	議案第1号	平成26年度流山市一般会計予算

平成26年流山市議会第1回定例会議案付託表

平成26年2月28日提出

付託委員会名	議案番号	件名
総務委員会	議案第2号	平成25年度流山市一般会計補正予算(第7号)
	議案第3号	流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第4号	流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
教育福祉委員会	議案第5号	平成26年度流山市介護保険特別会計予算
	議案第6号	平成25年度流山市介護保険特別会計補正予算(第3号)
	議案第7号	平成26年度流山市後期高齢者医療特別会計予算
	議案第8号	平成25年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
	議案第9号	流山市保育士修学資金貸付条例の制定について
市民経済委員会	議案第10号	平成26年度流山市国民健康保険特別会計予算
	議案第11号	平成25年度流山市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
	議案第12号	流山市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第24号	流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
都市建設委員会	議案第13号	平成26年度流山市土地区画整理事業特別会計予算

付託委員会名	議案番号	件名
都市建設委員会	議案第14号	平成25年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)
	議案第15号	平成26年度流山市公共下水道特別会計予算
	議案第16号	平成25年度流山市公共下水道特別会計補正予算(第3号)
	議案第17号	平成26年度流山市水道事業会計予算
	議案第18号	平成25年度流山市水道事業会計補正予算(第2号)
	議案第19号	流山市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第20号	流山市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第21号	流山市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について
	議案第22号	流山市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第23号	市道路線の廃止について

予算審査特別委員会委員名簿

平成26年2月 日設置

議席 番号	氏名	議席 番号	氏名
3番	笠原久恵	5番	斉藤真理
9番	西川誠之	11番	松田浩三
15番	藤井俊行	16番	中川弘
23番	青野直	24番	乾 紳一郎

委員長

副委員長

集团的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書

内閣法制局長官は、国会で憲法や法律の政府統一見解について答弁してきたが、集团的自衛権については、「行使ができないのは憲法第9条の制約である。わが国は自衛のための必要最小限度の武力行使しかできないのであり、集团的自衛権はその枠を超える」（1983年4月、角田内閣法制局長官）とし、憲法上許されないとしてきた。

また、これまで政府は、憲法第9条第2項があるため、自衛隊を「軍隊ではない」「自衛のための必要最小限度の実力組織である」と説明し、「そういった自衛隊の存在理由から派生する当然の問題」（1990年10月、工藤内閣法制局長官）として、武力行使の目的をもった部隊の海外派遣、集团的自衛権の行使、武力行使を伴う国連軍への参加の3点について「許されない」という見解を示してきた。

ところが、2月12日の国会答弁で安倍首相は、「今までの（解釈の）積み上げのまま行くのであれば、そもそも安保法制懇をつくる必要はない」「政府が適切な形で新しい解釈をあきらかにすることで（行使容認は）可能であり、憲法改正が必要との指摘はあたらない」と述べた。さらに、「（政府の）最高責任者は私だ。政府の答弁に私が責任をもって、そのうえで選挙で審判を受ける」などと述べ、首相が自由に憲法の解釈を変更できるかのような発言をおこなった。首相の発言は「首相、立憲主義を否定」（2月30日13日付東京新聞）と報道され、与党内からも「三権分立を崩す」と批判が出されている。この発言は、最高法規としての憲法のあり方を否定して、立憲主義を否定する、きわめて危険なものと言わざるを得ない。

よって、政府においては、日本の「自衛」とは無関係で、なおかつ海外で戦争をする国となる集团的自衛権行使を容認する憲法解釈の見直しは行わないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年3月 日

衆議院議長		様
参議院議長		様
内閣総理大臣	安倍晋三	様
総務大臣	新藤義孝	様

千葉県流山市議会